

第2章 障害のある方

1 主な相談機関

1 主な相談窓口

区役所・総合支所（障害者総合相談）

電話・FAX→ **P108**

障害のある方や難病患者の方に係る保健福祉の総合的な相談に応じ、関係機関・団体との緊密な連携調整の下に各種支援を実施します。

利用方法 来所、電話等

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課

障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」 電話771-6511

障害のある方の自立を支援する機関として、各区保健福祉センター等の関係機関と連携し、身体障害に加え、高次脳機能障害や難病等のある方に専門的な支援を行います。

業務内容 ①身体障害、高次脳機能障害及び難病に関する総合的な相談

②医学的、心理学的判定及び職能的判定

③補装具、自立支援医療（更生医療）の判定

④身体障害者手帳の認定

⑤地域リハビリテーション支援事業（視覚障害支援、生活環境支援など）

⑥進行性神経難病の方など重度障害のある方のコミュニケーション相談・支援

⑦指定難病医療費助成

利用方法 来所相談については予約制です。

身体障害者手帳や補装具、指定難病医療費助成等の申請は、各区役所・宮城総合支所障害高齢課

↳P108

が窓口になります。

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 FAX 371-7313

北部発達相談支援センター「北部アーチル」

電話375-0110

南部発達相談支援センター「南部アーチル」

電話247-3801

乳幼児から児童・成人までの発達障害（疑いを含む）のある方の相談に応じ、関係機関との連携のもとに、本人と家族の生活を地域で支える相談支援機関です。

業務内容 ①発達障害に関する総合的な相談

②療育支援

③地域生活支援

④発達障害児者の福祉に関する普及・啓発

⑤障害児等の施設入所業務

⑥障害児等の入所・通所にかかる支給決定

⑦療育手帳判定

利用方法 来所相談については予約制です。

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 北部発達相談支援センター「北部アーチル」(※青葉区、宮城野区、泉区にお住まいの方)

〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 FAX 375-0142

南部発達相談支援センター「南部アーチル」(※若林区、太白区にお住まいの方)

〒982-0012 太白区長町南三丁目1-30 FAX 247-3819

精神保健福祉総合センター「はあとぽーと仙台」 電話265-2191

精神保健福祉法に基づき、市民のこころの健康づくりや精神障害者の社会復帰などの幅広い機能を担う施設として、主に次の事業を行っています。

- 業務内容**
- ①精神保健福祉に関する相談及び精神科診療
 - ②精神保健福祉に関する知識の普及啓発及び調査研究
 - ③関係機関職員に対する技術支援及び教育研修
 - ④社会復帰施策、地域精神保健福祉に関する企画・立案
 - ⑤精神科デイケア（就労支援・社会参加コース、リワーク準備コース）
 - ⑥自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳に関する判定・関連業務
 - ⑦仙台市精神医療審査会に関する業務
 - ⑧アウトリーチ協働支援事業（各区の精神保健福祉活動への支援）
 - ⑨こころの絆センター（仙台市自殺対策推進センター）の運営

利用方法 こころの悩みに関する来所相談については予約制です。
精神科デイケアの見学については、予約が必要ですのでお問い合わせください。

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢1-6 FAX 265-2190

障害者相談支援事業所

電話→ **P113～114**

本市より、障害者相談支援事業の委託を受けた市内16か所の相談支援事業所において、障害のある方やご家族、地域の方々の相談に応じ、訪問等による各種相談や支援活動により、解決方法を一緒に考え、地域での生活を支援します。

仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」 電話294-0452

仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」 電話343-7485

自閉スペクトラム症などの発達障害児者を対象に、訪問等による各種相談や支援活動、交流の場の提供など、地域生活に密着した支援を行います。

利用方法 相談は予約制です（アーチルでの相談を通してお受けしています）。
相談を希望される方は、事前にお電話でご連絡ください。

受付時間 仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」
火～日曜日 10:00～18:30（祝日・年末年始を除く
月曜日、祝日の翌日はセンターの休館日）

仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」
月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」
〒984-0824 若林区遠見塚東8-1（若林障害者福祉センター内） FAX 285-2430

仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」
〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1（北部発達相談支援センター内） FAX 343-7486

仙台市視覚障害者支援センター(アイサポート仙台) 電話341-1728

視覚障害のある方に対して様々な相談や支援を行います。

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1(仙台市障害者総合支援センター内) FAX 341-1729

仙台市障害者就労支援センター「はたらポート仙台」電話772-5517

障害のある方の就労について、ご本人、ご家族、事業主等からの相談に応じ、就労準備から就労継続まで総合的に支援を行います。

一人ひとりの希望や状況に合わせて、就職のための職場見学や実習の場の提供、ハローワーク等への同行のほか、職場定着のための各種支援を行っています。また、事業主の方々への障害者の雇用管理等についての助言・援助も行っています。

利用方法 来所、電話、FAX、Eメール

※来所相談は事前予約制です。

※FAX、Eメールは24時間お受けしていますが、受付時間外に受信した相談のお返事は直近の開所日になります。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目1-1(泉区役所東庁舎5階)

FAX 772-5519 メール info@sendai-wsc.jp

宮城障害者職業センター

電話257-5601

障害のある方の就職、職場定着及び職場復帰に関する支援、障害のある方を雇用している企業への雇用管理に係る相談、障害のある方の就労支援に取り組む関係機関の職員の皆様に対する支援の進め方の相談や研修の実施等を行っています。

利用方法 来所相談は予約制です。相談・支援は無料です。

所在地 〒983-0836 宮城野区幸町四丁目6-1

FAX 257-5675 メール miyagi-ctr@jeed.go.jp

みやぎ障害者ITサポートセンター

電話781-7488(FAX兼用)

宮城県が委託している、障害者(児)のパソコン等情報機器の活用能力向上を図るための総合的な窓口です。パソコン利用に関する相談に対応するほか、各種研修会を開催しています。

利用方法 来所、電話、FAX、メール

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

所在地 〒983-0034 宮城野区扇町二丁目2-27(テクノロジークラウド102号室)

メール saposen21@gmail.com

仙台市難病サポートセンター

電話796-9131

専門の相談員や難病患者・家族団体の相談員が個別相談(電話・面談)支援、訪問支援を行います。また、医療相談会の開催や、関係機関と連携し、就労相談や患者・家族会等支援、各種情報提供を行います。

相談時間 月～金曜日 10:00～17:00(祝日を除く)※面談相談は予約制です。

毎月第2日曜日・第3土曜日(電話相談のみ) 11:00～16:00

所在地 〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15(仙台市交通局本局庁舎7階)

FAX 211-1781 メール mpc.nanbyo@air.ocn.ne.jp

宮城県難病相談支援センター**電話 212-3351**

専門の相談員や難病患者・家族団体の相談員が難病に関するさまざまな相談に応じるほか、医療講演会等の開催、患者・家族等交流支援、難病患者・家族団体への支援、各種情報提供を行います。

相談時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日を除く）

毎月第2日曜日・第3土曜日（電話相談のみ） 11:00～16:00

※ 面接相談は予約制です。

所在地 〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15（仙台市交通局本局庁舎7階）

FAX 211-1781 メール mpc.sendai@cyber.ocn.ne.jp

宮城県難病診療連携拠点病院（相談窓口）**電話 717-7992**

東北大学病院に配置した難病診療連携拠点病院のコーディネーターが、難病患者や医療機関等からの難病の診断等に関する相談等に応じます。

相談時間 月～金曜日 8:30～16:00（祝日を除く）

※ 面接相談は予約制です。

所在地 〒980-8574 青葉区星陵町1-1（東北大学病院内）

FAX 717-8886 メール nanbyourenkei@grp.tohoku.ac.jp

宮城県視覚障害者情報センター**電話 234-4047**

点字・録音図書の出借のほか、日常生活や視覚障害者用機器等に関する各種相談を受け付けています。

利用時間 平日及び第1・第3日曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

※ 利用時間外は、留守番電話・メールで24時間受付

所在地 〒980-0011 青葉区上杉六丁目5-1

FAX 219-1642 メール miyagi-sikaku@nifty.com

宮城県聴覚障害者情報センター「みみサポみやぎ」**電話 393-5503（相談専用・FAX兼用）**

聴覚障害者やその家族が地域で安心して暮らすため、情報発信、相談支援、手話通訳者・要約筆記者の養成・研修などのさまざまな支援を行っています。

受付時間 9:30～17:30（日曜・祝日、年末年始を除く）

所在地 〒980-0014 青葉区本町三丁目1-6（宮城県本町第3分庁舎1階）

電話 393-5501 FAX 393-5502（24時間受付） メール info@mimisuppo-miyagi.org

2 主な相談事業**障害者相談員**

仙台市長より委嘱された見識の高い民間の協力者です。身体障害・知的障害・精神障害また難病や高次脳機能障害のある方の相談と助言を行っています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

聴覚障害者福祉相談員

聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行っています。

問合せ先 障害企画課 電話 214-8151 FAX 223-3573

障害者でんわ相談室

電話 296-5053 (FAX 兼用)

身体・財産の侵害、人間関係など生活全般に関する相談を受け付けます。

相談時間 日・月曜日 12:00~17:00 精神障害者の相談日
火曜日 定休日(留守番電話とFAXで受付します)
水・木曜日 12:00~17:00 身体障害者の相談日
金・土曜日 12:00~17:00 知的障害者の相談日

※ 時間外、祝日及び年末年始は留守番電話とFAXで受付します。

障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

電話 214-8551

FAX 214-8552

障害のある方が、「家族・親族や同居している人」、「障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員」、「事業主」から虐待を受けている場合の相談・通報等を受け付けます。事業者から障害を理由とする差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を得られずに困っているときも相談を受け付けます。

受付時間 24時間 365日

問合せ先 上記に加え、以下でも相談を受け付けます。

各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) [→P108](#)

障害者総合支援センター、北部・南部発達相談支援センター、精神保健福祉総合センター [→P109](#)

障害者差別解消相談員

障害を理由とした差別(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)に関する相談について、専門の相談員が対応します。

不当な差別的取扱い: 障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる不利な取扱いをすること

合理的配慮の提供: 障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係) [→P108](#)

こころの健康相談

電話 265-2191

市民のこころの健康や精神障害者の日常生活等に関する各種相談に応じます。

問合せ先 精神保健福祉総合センター「はあとぽーと仙台」 [→P109](#)

電話相談「はあとライン」「ナイトライン」 [→P68](#)

各区役所障害高齢課(地域支援係)、各総合支所保健福祉課(保健係) [→P108](#)

みやぎ訪問歯科相談室

電話 290-1510

自宅や施設などで療養されている方、障害のある方や、介護にあたられている方からの「お口のケア」に関する相談を受け付けています。在宅訪問歯科診療・口腔ケアを実施する歯科医療機関の紹介も行います。

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-0803 青葉区国分町一丁目5-1(宮城県歯科医師会館内) FAX 225-4843

II 主な施策・事業

1 手帳の交付

心身に障害のある方は、下記の手帳の交付を受けて様々な福祉サービスを利用できます。

身体障害者手帳

視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある場合、その程度により1級から6級までの身体障害者手帳が交付されます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

療育手帳

知的障害のある方に対し、その障害程度によりA（重度）またはB（中、軽度）の療育手帳が交付されます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活への制約がある場合、その程度により1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

2 手当など

特別障害者手当

20歳以上で、極めて重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

受給資格 おおむね身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など

支給制限 ①施設等に入所しているとき
②病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院しているとき
③本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えているとき

手当額 月額 27,980円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。

受給資格 おおむね身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳Aの一部、あるいは難病などでこれらと同程度以上の障害を有する方

支給制限 ①施設等に入所しているとき
②障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
③本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えているとき

手当額 月額 15,220円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

特別児童扶養手当

障害のある児童を監護・養育している方に手当を支給します。

対象 精神や身体に中度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に

代わってその児童を養育している方

◎対象となる障害のめやす

1級：身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳A及びこれらと同程度の障害

2級：身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部及びこれらと同程度の障害

ただし、次のような場合は、手当は支給されません。

①児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通所、通園を除く）

②児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

手 当 額 1級：児童1人につき月額 53,700円 2級：児童1人につき月額 35,760円

※ 手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上あると、手当は支給停止となります。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、

秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方について、福祉的措置として創設された制度です。

対 象 国民年金任意加入対象であった学生、被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に傷病の初診日があり、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当した方

支給制限 ①所得などにより、支給が全額または半額制限される。

②老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されない。

③経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格を失う。

④仙台市重度障害者福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止される。

手 当 額 1級：月額 53,650円 2級：月額 42,920円（令和5年度）

手 続 受付窓口：各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

支給事務：日本年金機構仙台広域事務センター

問合せ先 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課 [→P108](#)

外国人重度障害者等福祉手当

受給資格 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、国籍要件や住所要件により国民年金に加入できなかった期間があるため障害基礎年金等を受給できない方で、一定の条件に該当する方

支給制限 ①障害を支給理由とする公的年金を受給しているとき

②年額 432,000円以上の公的年金を受給しているとき

③生活保護を受けているとき

④本人の所得が一定額を超えているとき

⑤当制度と同じ趣旨で支給される他の手当を受給しているとき

手 当 額 月額 36,000円。ただし月額 36,000円未満の公的年金を受給している方は、36,000円からその受給額を差し引いた額

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合、残された障害のある方に一定額の年金を、生涯通じて毎月支給する制度です。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成

呼吸器機能障害や心臓機能障害、指定難病等により在宅酸素療法の実施や常時人工呼吸器を使用している方に、機器（酸素濃縮器、人工呼吸器）使用にかかる電気料金の一部を助成します。

助成額 月額 3,000円（所得制限があります）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、精神障害や知的障害、認知症などにより判断能力が不十分で財産管理や必要な福祉サービスの契約等ができない方に対して、家庭裁判所が成年後見人等を選任し保護支援を行う制度です。制度利用のための支援や費用等の助成を行っています。詳しくは [→P18](#)

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課 [→P108](#)

3 障害者の医療

自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神疾患があるために、継続的に通院が必要な方に対し、必要な医療費の支給を行っています。（所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。医療費の一カ月の自己負担額は、自己負担上限額までの範囲で1割の負担となります。また、症状が「重度かつ継続」に該当する方を除いて、一定所得以上の方は対象となりません。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

自立支援医療費（更生医療）の支給

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障害の軽減や職業能力の増進等を図るために必要な医療費の支給を行っています。（所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。医療費の一カ月の自己負担額は、自己負担上限額までの範囲で1割の負担となります。また、症状が「重度かつ継続」に該当する方を除いて、一定所得以上の方は対象となりません。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

自立支援医療費（育成医療）の支給

身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費の支給を行っています。（所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。医療費の自己負担額は、「かかった医療費の1割」と「月の自己負担額の上限まで」の金額のうち、いずれか低い方の金額となります。また、一定所得以上の方は対象とならない場合があります。）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P108](#)

心身障害者医療費助成

障害のある方に対し、保険診療の自己負担相当分の一部または全部を助成します。（ただし、入院時食事療養費の自己負担相当分や、介護保険は助成の対象になりません。また、所得制限があります。）

受給資格 各種健康保険に加入している方（生活保護を受けている方は除く）が、次のいずれかに該当すること

- ①身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- ②特別児童扶養手当の1級または2級の支給対象となる児童
- ③療育手帳Bをお持ちの方で、知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方

④療育手帳Bをお持ちの方で、障害を事由とする年金を受給している方

⑤知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方

※ 身体障害者手帳1・2級の方は総合等級、3級の方は個別部位の等級が基準になります。

※ 身体障害者手帳3級（内部障害3級の方を除く）をお持ちの方及び④⑤に該当する方について、65歳以上の方は対象外となります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) [→P108](#)

特定医療費（指定難病）助成制度

国の定める指定難病に罹患し一定の認定基準を満たす方の医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) [→P108](#)

遷延性意識障害者治療研究事業

遷延性意識障害者に対する治療研究費として、治療研究医療機関に対し介護料及び褥瘡予防費を交付します。

支給額 介護料 日額 3,000円、褥瘡予防費 日額 350円

問合せ先 障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」 電話 725-7853 FAX 371-7313

身体障害者の健康診査

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の常時車椅子を使用している方に対して、二次障害を予防するため健康診査を行います。（無料）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

4 障害児の支援

特別支援保育（プラス支援保育）

保育を必要とする、保育施設等において保育が可能な、特別な支援（心身の障害や医療的ケア、行動面等での配慮など）が必要な生後5か月以上～就学前の児童等を保育します。

問合せ先 各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P108](#)

特別支援学級及び通級指導教室

仙台市立の小・中学校に知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視のそれぞれの特性に応じた特別支援学級を一定の基準により設置しています。また、通級指導教室では、言語障害、難聴及びLD・ADHD等を対象とした通級による指導を行っています。

問合せ先 仙台市教育委員会特別支援教育課 電話 214-8879 FAX 264-4437

特別支援学校

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園（視覚障害、聴覚障害のみ）、小学校、中学校、高等学校に相当する年齢段階の教育を行っています。

問合せ先 仙台市教育委員会特別支援教育課 電話 214-8879 FAX 264-4437

障害のある児童生徒の教育相談

仙台市内に在住する障害のある児童生徒の教育相談を行っています。

問合せ先 仙台市教育委員会特別支援教育課 電話 214-8879 FAX 264-4437

特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に就学、または通級指導教室に通級する児童生徒の保護者に対し、就学（通級）にかかる経費の一部を支給します。

問合せ先 各仙台市立小・中学校

仙台市教育委員会学事課 電話 214-8861 FAX 264-4428

5 福祉用具などの購入費等支給・助成・貸出

補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等の方に対し、その障害を補うために必要な車椅子、義肢装具、補聴器などの補装具の購入、借受けまたは修理に要した費用を支給します。（利用者負担額については世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。また、世帯の課税状況によっては支給の対象にならない場合があります。介護保険対象者は重複する品目については介護保険が優先されます。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P108

難病患者等補装具等賃貸借費の助成

難病患者等の方、または重度身体障害をお持ちの方が、心身の状態に応じて速やかに補装具等を利用できるよう、他の制度等による利用が可能となるまでの間について、補装具等を賃借する費用を助成します。賃借する期間は、原則として3か月以内です。（利用者負担額については世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。また、世帯の課税状況によっては支給の対象にならない場合があります。介護保険対象者は重複する品目については介護保険が優先されます。）

問合せ先 障害者総合支援センター →P109

日常生活用具費の支給

障害児者・難病患者等の日常生活をより快適にし利便を図るため、電動ベッド、拡大読書器等の日常生活用具の購入または修理等の費用を支給します。（利用者負担額については、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。また、世帯の課税状況によっては支給の対象にならない場合があります。介護保険対象者は重複する品目については介護保険が優先されます。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108

車椅子の短期貸出

身体に障害のある方や高齢の方等で、短期間車椅子を必要とする方に貸し出します。期間は1か月以内です。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P108

6 施設利用

短期入所（ショートステイ）

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等を介護している保護者が疾病や休養等の場合、一時的に施設を利用できます。（宿泊のみ）

利用期間 原則として1か月につき7日まで

費用 所得に応じた利用者負担金のほか、食費等の実費負担があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108

日中一時支援（日中ショートステイ）

知的障害者（児）、精神障害者（児）、身体障害者（児）、難病患者等を介護している保護者が疾病や休養等

の場合、一時的に施設を利用できます。(宿泊を伴いません)

利用期間 原則として月56時間まで

費用 所得に応じた利用者負担金のほか、食費等の実費負担があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) [→P108](#)

障害児(者)の家族等支援(レスパイトサービス)

在宅の障害児(者)、難病患者等に、「安心」「便利」な介護サービスを提供します。

問合せ先 実施先の問い合わせについては、各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係) [→P108](#)

障害者支援課 電話 214-8164 FAX 223-3573

療養介護の給付

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある方に対して、療養に合わせて必要な訓練等を行います。(費用については、所得に応じ自己負担上限額が設定されます。)

対象 次のいずれかに該当する方

- ① 障害支援区分6の方で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ② 障害支援区分5以上の方で、次のいずれかに該当する方
 - ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - ・医療的ケアの判定スコアが16点以上の方
 - ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ、医療的ケアスコアが8点以上の方
 - ・遷延性意識障害がある方で、医療的ケアが8点以上の方
- ③ 上記①～②に準じる状態と市町村が認めた方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係) [→P108](#)

北部発達相談支援センター 電話 375-0110 FAX 375-0142

7 生活

共同生活援助(グループホーム)

地域での生活を望む障害のある方が共同で住む住宅です。給付費の利用者負担のほか、食材料費・家賃・光熱水費等の自己負担があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係) [→P108](#)

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護(ヘルパーの利用)

(1) 居宅介護

障害等のために日常生活を営むのに支障のある身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等の居宅において、身体介護や家事援助等のサービスを行います。

例：①食事、入浴などの介護

②調理、洗濯、買い物などの家事

対象 介護給付費のうち居宅介護の支給決定を受けた方

※ 介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

利用時間 支給決定を受けた時間数での利用になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、

常に介護が必要な方に、身体介護や家事援助、見守りの支援、外出時の移動の介護等を総合的に行います。

対象 介護給付費のうち重度訪問介護の支給決定を受けた方

※ 介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

利用時間 支給決定を受けた時間数での利用になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

(3) 同行援護

視力障害・視覚障害・夜盲等により、移動に著しい困難を有する重度視覚障害者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、代筆・代読を含め、外出中の必要な支援を行います。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。

対象 介護給付費のうち同行援護の支給決定を受けた方

利用時間 利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者（児）、精神障害者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。

対象 介護給付費のうち行動援護の支給決定を受けた方

利用時間 利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

費用 ((1)～(4)共通) 事業ごとに所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 ((1)～(4)共通) 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）[→P108](#)

移動支援（ヘルパーの利用）

障害等のために屋外での移動が困難な全身性障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等にヘルパーが同行し、外出中の必要な支援を行います。所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）[→P108](#)

重度障害者入院時コミュニケーション支援

意思の疎通が困難な重度の障害がある方が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣します。

対象 次の全てにあてはまる方

- ①仙山市内在住の在宅の方（入所施設に入所している方またはグループホームの入居者は除く）
- ②居宅介護または重度訪問介護を現に利用している方
- ③自力で意思疎通を図ることが困難で、病院スタッフとの間でコミュニケーション支援が必要な方
- ④単身世帯の方または家族が障害や病気、仕事等がある世帯の方

利用期間 1回の入院につき原則90日まで。利用時間は30日ごとに原則各50時間まで。

費用 所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）[→P108](#)

重度障害者等就労支援特別事業（ヘルパーの派遣）

重度障害をお持ちの方の就労機会を拡大し社会参加を促進するため、その居宅または勤務先等にヘルパーを派遣し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

対 象 次の全てにあてはまる方。なお、就労場所は本市内に限定しません。

- ① 仙台市内在住で、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- ② 民間企業に雇用されている方（※1）または自営業の方（※2）
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上である方（※3）

※1 就労継続支援A型事業所の利用者を除く

※2 法人の代表者・役員等を含み、公務員等を除く

※3 被雇用者の場合、今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方でも可

利用時間 原則として1日あたり8時間かつ1週間あたり40時間（通勤時間を除く）以内で必要な時間数になります。なお、業者により対応できない曜日・時間・場所があります。

費 用 所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

全身性障害者等指名制介護助成

脳性麻痺等により全身に障害のある方等に、自ら選んだ介護人を登録してもらい、その介護にかかる費用の一部を助成し、自立と社会参加を支援します。

対 象 ① 肢体不自由で身体障害者手帳1級を持ち、両上下肢または体幹に障害があり、家族の介護が受けられない在宅の方

② 在宅の方で、呼吸器の機能障害で身体障害者手帳1級または3級をお持ちの方

③ ②と同程度の機能障害があり、人工呼吸器を装着しているか常時吸引器を必要としている方

介 護 人 原則として、障害者本人の選任により登録します。

介護時間 1か月60時間

助 成 額 生計中心者の前年の所得税額に応じて助成します。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

訪問入浴サービス

入浴に全面介助を必要とする重度の身体障害のある方、難病患者の家庭を訪問し、訪問入浴車の設備により、入浴の介助をします。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P108](#)

緊急通報システム機器貸与

一人暮らしの重度身体障害者（身体障害者手帳1級または2級所持者のうち18歳以上の方）に機器を貸与します。突発的な病気・事故等の際、ボタン一つで仙台市が委託する警備会社に通報され、状況により救急車や消防車の出動、警備員の訪問を行います。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方は、郵便等により自宅等で不在者投票をすることができます。また、自ら投票の記載をすることができない方は、代理記載人に投票等の記載をしてもらうことができます。

（1）郵便等による不在者投票ができる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳をお持ちの方

ア 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度：1級または2級

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度：1級または3級

ウ 免疫または肝臓の障害の程度：1級から3級

②戦傷病者手帳をお持ちの方

ア 両下肢、体幹の障害の程度：特別項症から第2項症

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度：特別項症から第3項症

③介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が、「要介護5」と記載されている方

④両下肢等に障害がある方で、その障害の程度につき、①または②の障害の程度に該当するとして都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長の書面による証明を受けた方

※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会委員長に申請して郵便等投票証明書の交付を受けてください。

(2) 郵便等による不在者投票において、代理記載制度を利用できる方

上記(1)の郵便等による不在者投票ができる方で、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障害の程度が1級の方

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症、第1項症または第2項症のいずれかの方

③上肢または視覚の障害がある方で、その障害の程度につき、①または②の障害の程度に該当するとして都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長の書面による証明を受けた方

※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会委員長に申請して郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者等の記載を受けてください。

(3) 不在者投票の方法

選挙の際に、投票用紙及び投票用封筒の請求が必要です。請求は、選挙期日の公示（告示）日の前から投票日の4日前までの間にしてください。

問合せ先 各区選挙管理委員会事務局（各区役所総務課） →P108

紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により年1回、家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を申請者の自宅に届けます。

対象 重度障害者（児）日常生活用具給付事業でストマ装具・紙おむつ等を受給している方

手続 ストマ装具・紙おむつ等給付決定通知に同封される申請書に必要な事項を記入して提出してください。（申請書に記載の二次元コードから、みやぎ電子申請サービスをご利用いただけます。）

申請時期 随時

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

8 交通

自動車運転免許取得費用の助成

普通自動車第1種運転免許を初めて取得する場合、またはやむを得ない理由で普通自動車第1種運転免許を失効して再取得した場合に、教習を受けるために必要な費用の3分の2を助成します。助成の限度額は10万円です。免許取得日から30日以内に申請してください。（所得による制限があります。）

対象 ①身体障害者手帳をお持ちの方

②療育手帳をお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） →P108

自動車改造費用の助成

身体障害のある方が、自ら所有し運転する自動車の改造（操向装置及び駆動装置等の一部改造）に必要な費

用を助成します。助成の限度額は10万円です。改造発注前に申請してください。（所得による制限があります。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) → P108

交通費助成

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、下記①～③からいずれか1つの利用券を選んでご利用いただけます。

また70歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを選択していただけます。（両方の利用は不可。）

※所得による制限があります。転入者等、税情報が確認できない場合は所得証明等を提出していただきます。

①ふれあい乗車証：市営バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できるICカード方式の乗車証を交付します。

②福祉タクシー利用券：年間助成額を30,000円とし、1枚500円の利用券を60枚交付します。
（申請月により減額有）

③自家用車燃料費助成券：年間助成額を30,000円とし、1枚1000円の利用券を30枚交付します。
（申請月により減額有）

対 象

利用券	障害要件等	所得制限
①ふれあい乗車証	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級- 障害部位に関係なく1障害1級である方 ・身障手帳2級- 視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3級- (ア)下肢・体幹・移動機能障害のある方 (イ)内部機能障害のある方のうち 車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 ・身障手帳4級- 下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち 車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方
②福祉タクシー利用券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級- 視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳2級- 視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3・4級- 下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち 車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳Aをお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方	・20歳以上 →利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方
③自家用車燃料費助成券	②福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次のいずれかの条件を満たす方 (ア)障害のある方本人が所有する車を本人が運転すること (イ)障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること (ウ)同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に限ります。 ※施設入所者は対象から除きます。	・20歳未満 →利用する障害のある方の保護者の所得が一定額以下の方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) → P108

リフト付自動車の運行

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子を乗せられるリフト付自動車による送迎を行っています。

※ 利用には、あらかじめ登録が必要です。

問合せ先 (社福) 仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課 電話 211-2519 FAX 211-2594

9 通訳・ガイド

同行援護（ヘルパーの利用）

視力障害・視覚障害・夜盲等により、移動に著しい困難を有する重度視覚障害者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、代筆・代読を含め、外出中の必要な支援を行います。詳細は[P32](#)をご覧ください。

全身性障害者ガイドヘルパーの派遣

上下肢または体幹機能に障害のある身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方を対象に、家庭に適当な付添介助をする者がいないため日常生活に支障のある場合、社会参加を促進するためガイドヘルパーを派遣し、介添を行っています。（ヘルパーの交通費は負担していただきます。）

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

点訳・朗読・手話奉仕員の養成

点訳奉仕員・朗読奉仕員・手話奉仕員の養成講座を実施しています。各奉仕員養成講座修了者で同意された方には奉仕員として登録し、各種事業のお手伝いをしていただきます。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

手話通訳者・要約筆記者の養成

手話通訳者・要約筆記者の養成講座を実施しています。各養成講座修了者で登録試験に合格した方には、手話通訳者・要約筆記者として登録し、活動していただきます。

問合せ先 宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ） 電話 393-5501 FAX 393-5502

盲ろう者通訳・介助員の養成

盲ろう者通訳・介助員の養成講座を実施しています。養成講座修了者で同意された方には通訳・介助員として登録し、活動していただきます。

問合せ先 宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ） 電話 393-5501 FAX 393-5502

失語症者向け意思疎通支援者の養成

失語症者向け意思疎通支援者の養成講座を実施しています。養成講座修了者で同意された方には失語症者向け意思疎通支援者として登録し、活動していただきます。

問合せ先 一般社団法人 宮城県言語聴覚士会 メール shitsugo_miyagi@yahoo.co.jp

手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害のある方などに対し、手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員を派遣します。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

メール sotsu@shinsyou-sendai.or.jp

盲ろう者通訳・介助員の派遣

視覚と聴覚の両方に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並

びに外出する際の移動介助を行います。

※ 派遣の利用には、事前の登録が必要となります。

問合せ先 みやぎ通訳派遣センター（一般社団法人 宮城県聴覚障害者福祉会）

電話 393-5504（FAX兼用） メール miyagimourou.haken@gmail.com

手話通訳相談員の配置

市役所障害企画課・各区役所障害高齢課・宮城総合支所障害高齢課に手話通訳相談員を配置し、聴覚障害のある方の各種通訳、相談などに応じています。なお、手話通訳相談員不在時にも、各窓口に設置したタブレット端末を活用し、遠隔手話による対応が可能です。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P108

障害企画課 電話 214-8151 FAX 223-3573

補助犬の飼料給付事業

補助犬の使用者が市県民税非課税世帯の方の場合、年額42,000円以内で現物により飼料の給付を行っています。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108

10 情報

「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供

視覚障害のある方を対象に、障害保健福祉の概要をまとめた「せんだいふれあいガイド」を点字及び朗読テープ・デジター方式CD、音声コード等で提供しています。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108

市政だより点字版・音声版の提供

視覚障害のある方に、市政だより点字版及び音声版（デジター方式CD）を発行しています。市政だより点字版は毎月3日と15日に、市政だより音声版は毎月5日に発行し、いずれか希望するものを郵送でお届けします。

問合せ先 広報課 電話 214-1150 FAX 211-1921

視覚障害のある方への生活情報提供

視覚障害のある方を対象に生活に役立つ身近な情報を点字及び朗読テープ・デジター方式CDで提供しています。また、視覚障害のある方からの希望に応じて、各種情報・資料等を点訳又は音訳して提供しています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

字幕入りビデオ等の貸出

聴覚障害のある方のために、テレビ番組などに字幕・手話を挿入したビデオテープ及びDVDの貸し出しを行います。（郵送での貸し出しもを行います。）

問合せ先 せんだいメディアテーク 電話 713-4484 FAX 713-4485

バリアフリー機器の展示

実際に触ることができるデジター再生機などのバリアフリー機器や音声資料・点字資料を展示しています。

所在地 〒980-0821 仙台市青葉区春日町2-1 せんだいメディアテーク 2階

問合せ先 せんだいメディアテーク 映像音響ライブラリー 電話 713-4484 FAX 713-4485

障害者郵送貸出サービス

障害などで図書館への来館が困難な方に、市民・宮城野・若林・太白・泉の各図書館では、図書館資料（本など）の郵送貸出を行っております。

所在地 〒980-0821 仙台市青葉区春日町2-1 せんだいメディアテーク 3階 仙台市民図書館

問合せ先 仙台市民図書館 電話 261-1585 FAX 213-3524

市政だより音声版のYouTube配信

仙台市からのお知らせ（市政だよりからの抜粋）の音声版を、毎月5日頃にYouTubeで配信しています。YouTubeのチャンネル名は「仙台市政だより音声版」で、市ホームページ（サイト内検索で「市政だより音声版YouTube」と検索）からもお聞きいただけます。

問合せ先 広報課 電話 214-1150 FAX 211-1921

仙台市ホームページ読み上げ・文字拡大等閲覧支援サービス

仙台市ホームページでは各ページ最上部（ヘッダー部分）にある「読み上げ」、「色合い変更」、「文字の大きさ」ボタンから音声読み上げ、文字の色合い変更、文字を拡大する閲覧支援サービスがご利用になれます。

問合せ先 広報課 電話 214-1143 FAX 211-1921

「水道ご使用水量等のお知らせ」の点字発行

視覚障害のある方のために、申請により点字による水道料金・下水道使用料及び口座振替済のお知らせを行っています。

問合せ先 水道局北料金センター（青葉区・泉区） 電話 371-8831

水道局南料金センター（宮城野区・若林区・太白区） 電話 304-0022

投票所入場券の点字シール貼付

視覚障害のある方のために、投票所入場券に点字による選挙名等のシールを貼って送付しています。希望する方はお問い合わせください。

問合せ先 各区選挙管理委員会事務局（各区役所総務課） [→P108](#)

選挙公報の点字版・音声版送付

市長選挙及び市議会議員選挙において、「選挙のお知らせ」（選挙公報の点字版・音声版）を送付しています。希望する方はお問い合わせください。

問合せ先 仙台市選挙管理委員会事務局 電話 214-2023 FAX 261-5932

11 住宅

住宅改造費等の助成

所得税非課税世帯に属する重度の心身障害児（者）やその保護者に対し、浴室やトイレの改造等に要する費用の4分の3を補助します。助成の限度額は60万円です。（介護保険及び日常生活用具の住宅改修費が優先となります。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）・秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

車椅子市営住宅

住宅内の設備等が車椅子の利用を考慮して配置された市営住宅です。

対 象 下肢または体幹機能障害を有していることにより車椅子を必要とする方で、身体障害者手帳1～4

級をお持ちの方を含む世帯

問合せ先 (公財) 仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592

高齢者及び軽度身体障害者世帯向け市営住宅

高齢者及び身体障害者の方が安心して生活できるよう住宅内の段差をなくし、浴室・便所などに手すりを設置し、外部への非常通報ブザーを設置した市営住宅です。

対象 60歳以上の方、下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1～4級をお持ちの方を含む世帯、前記障害と同程度の障害を有していることにより戦傷病者手帳をお持ちの方を含む世帯

問合せ先 (公財) 仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592

12 雇用・就労

仙台市障害者就労支援センター「はたらポート仙台」

→P24

宮城障害者職業センター

→P24

知的障害のある方の販売業務訓練

知的障害のある方の自立と社会参加を促進し、市民や事業者の理解を深めることを目的として、一般店舗の一角において障害のある方が製作した製品等の販売や接客訓練を行います。

問合せ先 仙台市手をつなぐ育成会 電話 211-5030

13 指導・研修

身体障害のある方のための研修・講習会など

身体障害のある方を対象に、健康管理や社会生活に必要な知識・能力の習得を目的に各種の研修、講習会を開催しています。

問合せ先 (社福) 仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292
障害企画課 電話 214-8151 FAX 223-3573

視覚障害者の生活訓練事業

在宅の目の見えない方・見えにくい方に対して、社会参加や社会復帰に向けた生活訓練・歩行訓練等を行います。

問合せ先 日本盲導犬協会 仙台訓練センター 電話 226-3910 FAX 226-3990

知的障害のある方の本人活動支援

知的障害のある方によるボランティア活動や交流会などの社会参加活動を支援します。

問合せ先 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 電話 211-5030 FAX 211-7071

精神障害のある方のボランティア活動支援

精神障害のある方によるボランティア活動を支援します。

問合せ先 NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 電話 224-9390 (FAX兼用)

精神障害のある方の訪問指導

精神障害のある方の家庭を訪問し、医療の継続や受診の勧め、生活環境の調整など、生活支援を行います。

問合せ先 各区役所障害高齢課（地域支援係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

精神障害者家族教室

精神障害のある方の家族を対象に、精神障害についての学習や話し合いなどを通して、本人とのよりよい関係づくりや家族同士の交流を図ります。

問合せ先 各区役所障害高齢課（地域支援係）、宮城総合支所保健福祉課（保健係） →P108

14 スポーツ・レクリエーション**障害者レクリエーション教室**

障害のある方（身体、知的、精神）を対象に各種レクリエーション等を開催しています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 電話 211-5030 FAX 211-7071

NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 電話 224-9390（FAX兼用）

身体障害者家族ぐるみ運動会

身体障害のある方とご家族を対象に、運動を通して相互の交流と健康増進を図ります。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

仙精連大運動会

精神障害のある方を対象に、日頃の運動不足を解消でき、参加者全員が楽しめる競技を用意しています。

問合せ先 NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 電話 224-9390（FAX兼用）

障害者スポーツ教室

障害のある方を対象に、各種のスポーツ教室を開催しています。

問合せ先 （一社）仙台市障害者スポーツ協会 電話 236-8690 FAX 236-8691

全国障害者スポーツ大会仙台市選手団派遣

全国障害者スポーツ大会に仙台市選手団を派遣します。

問合せ先 （一社）仙台市障害者スポーツ協会 電話 236-8690 FAX 236-8691

仙台市知的障害者関係団体連絡協議会（千代福祉会）電話 394-5206 FAX 394-5207

芸術・文化活動振興

障害のある方の芸術・文化活動の発表の場として、福祉まつり「ウエルフェア」やウエルフェアアート展を開催するほか、障害のある方の書道・写真・絵画コンテストを実施しています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292